

II

平常時の健康管理と感染予防策

- 1 利用者の健康観察
- 2 職員の健康管理
- 3 手洗い
- 4 排泄物・おう吐物の処理
消毒液(次亜塩素酸ナトリウムの希釈液)の作り方
- 5 リネン類の消毒

Ⅱ－１ 利用者の健康観察

<目的：施設内での感染症の早期発見>

早期発見

社会福祉施設の利用者は子ども、高齢者など感染症への免疫力が低い人達であることから、感染症に感染・発病すると重篤な状態に至る場合があります。したがって日常の健康管理、とりわけ利用者の健康状態の観察で、ノロウイルスを含む感染症が疑われる利用者を把握することは、集団発生の予防として重要です。

【利用者の健康観察】

過去にかかった感染症や予防接種（定期・任意）の実施について、利用開始時に確認し、記録をしておく。（別紙１ 健康調査票（p.17））



担当者は毎日、症状の有無、排泄の状況、食事の摂取状況等について観察を行い、医療機関へ受診した場合は、診断結果や治療内容も確認しておく。
通所施設では、欠席理由も確認する。

《症状がある場合》

便の状態・回数、腹痛、吐き気、おう吐、発熱の有無を中心に日々の変化を観察する。



看護職や医務担当者等に情報を集約し全体の状態を把握できるようにする。
（別紙２ 健康調査の日報（p.18））



通常に比べて下痢やおう吐等の症状がある者が多い場合は、ノロウイルス感染症の集団発生を疑う。

「Ⅴ 集団発生時の対応」（p.57）へ

(参考例)

健康調査票

住 所					
氏 名			男・女	生年	年 月 日
保護者氏名			月日		
健康状態(健診記録)					
園児の平熱 (°C)					
年 月 日 歳 ヶ月	最近かかった病気等				
年 月 日 歳 ヶ月					
年 月 日 歳 ヶ月					
年 月 日 歳 ヶ月					
既往歴					
麻疹	年 月(歳 ヶ月)	肺炎	年 月(歳 ヶ月)		
おたふくかぜ	年 月(歳 ヶ月)		年 月(歳 ヶ月)		
百日咳	年 月(歳 ヶ月)		年 月(歳 ヶ月)		
中耳炎	年 月(歳 ヶ月)		年 月(歳 ヶ月)		
水ぼうそう	年 月(歳 ヶ月)		年 月(歳 ヶ月)		
風疹	年 月(歳 ヶ月)		年 月(歳 ヶ月)		
予防接種					
ツベルクリン反応	年 月 日	三種混合 I 期(1回)	年 月 日		
BCG	年 月 日	三種混合 I 期(2回)	年 月 日		
ポリオ1回目	年 月 日	三種混合 I 期(3回)	年 月 日		
ポリオ2回目	年 月 日	三種混合 I 期(追加)	年 月 日		
麻疹	年 月 日	麻疹・風疹混合(MR) I 期	年 月 日		
風疹	年 月 日	麻疹・風疹混合(MR) II 期	年 月 日		
水ぼうそう	年 月 日		年 月 日		
現在治療中の疾患・内服薬					
疾 患			主治医		
内服内容					

健康調査の日報

(例)

H 年 月 日

部屋	氏名	①熱	②下痢 おう吐	③発疹	④咳	⑤咽頭 痛・鼻水	⑥その 他の症 状	欠席	早退	受診	受付 職員 サイン

Ⅱ－２ 職員の健康管理

<目的：施設内での感染症の早期発見>

職員の健康状態の把握

職員が施設外で感染症に感染する機会は、施設の入所者よりも多く、施設内へ感染症を持ち込む原因の一つと考えられます。また利用者から職員へ、職員から利用者へと感染を拡げる例が多く見られます。職員の皆さんの健康状態を把握しておくことは、施設内における感染症の発生予防にとっても有効です。職員の健康診断の実施については、労働安全衛生法で義務付けられていますが、検診だけで感染症を発見することは困難です。日々の朝礼や申し送りの機会に職員の体調も確認してください。

【職員の健康管理】

職員の就職時の健康診断や定期健康診断の実施については、職員に周知し受診を働きかけ、結果は記録してください。

朝礼や申し送りの時に健康状態の確認を行い、本人が体調について自己申告しやすい環境を作ってください。

体調不良時には、早めに医療機関に受診し、おう吐、下痢などの胃腸炎症状がある場合は、休みをとるなど、利用者や他の職員に感染させないように、必要な措置をとることが必要です。

職員が体調不良で休んだ場合は、発症時期とその時の症状、現在の症状を確認してください。

【病原体の運び屋にならない】

職員の家族に下痢・おう吐などの症状があるときには、家庭においても次のような注意が必要です。

家庭での汚物処理は「排泄物・おう吐物の処理(p. 22)」を参考に対応してください。症状のある家族のお風呂の順番を最後にしたり、タオルを専用に使ってください。

Ⅱ－３ 手洗い

<目的：手指を介した二次感染の予防>

二次感染の感染経路

ノロウイルスによる感染症は、多くの場合、ウイルスに触れた人の手を介して感染が拡大します。利用者・職員ともに手洗いを習慣づけることは、感染症予防の基本です。特に、ふん便やおう吐物の処理時に手が汚染されやすいので注意が必要です。

対応

- ① 手洗いは、石けんを使い十分にこすり洗いをし、水で洗い流してください。それにより、手についたノロウイルスは大幅に減少します。
- ② 用便後、排泄物の処理のあと、調理や食事の前には必ず手洗いを行います。
- ③ 手洗いを十分行うことが困難な利用者には、それぞれの状況に合わせた方法で指導してください。

【手洗い環境の整備】

手洗い場には、液体石けんあるいは固形石けんを準備する。

液体石けんは完全に使い切ってから交換する。容器を再利用する場合は、洗浄・消毒・乾燥させて詰め替えをする。
固形石けんは乾燥するように保管する。

【手洗いの基本】

食事の前、用便後には石けんと流水で丁寧に手を洗う。

手洗い後の手拭用タオルは共用せず、ペーパータオル等を使い毎回タオルを交換するか、個人用タオルを利用する。

水道の蛇口は洗う前の手で触れているので、手と一緒に洗うかペーパータオルを利用して蛇口を締める。

【流水による手洗いの手順】

手洗い前のチェックポイント

- 爪は短く切っていますか？
- 時計や指輪をはずしていますか？

汚れが残りやすいところ

- 指先や爪の間
- 指の間
- 親指の周り
- 手首
- 手のしわ



- ①石けんをつけ、手のひらをよくこする。



- ②手の甲をのばすようにこする。



- ③指先・爪の間を念入りにこする。



- ④指の間を洗う。



- ⑤親指と手のひらをねじり洗いする。



- ⑥手首も忘れずに洗う。



- ⑦その後、十分に水で流しペーパータオルや清潔なタオルでよく拭き取って乾かす。

Q & A

Q1 認知症や上肢の麻痺があるなど、十分な手洗いを行うことが困難な場合は？

A1 用便後や食事前には流水による手洗いの後におしぼりで手を拭いてください。

Q2 子どもたちへの手洗い指導は？

A2 正しい手洗い手順を手遊びにすることにより効果をあげている報告もあるので、各施設で積極的にプログラムに取り入れてください。

Ⅱ－４ 排泄物・おう吐物の処理

＜目 的：ふん便、おう吐物等を介した二次感染の予防＞

感染経路

下痢やおう吐がある場合、ノロウイルスをはじめとする感染性胃腸炎が疑われます。したがって、ふん便やおう吐物の処理は、処理する人自身への感染と、施設内への汚染拡大を防ぐため迅速、確実に行うことが必要です。

対応

- ① 処理に必要な物品は、所定の場所に揃えておきます。
- ② 汚物処理をする職員は、感染しないよう必要な準備をしてから作業を行います。
- ③ 汚染を拡げないよう、作業後の片付けまで手順にしたがって正確に行います。

作業マニュアル

【トイレが汚染された場合の洗浄・消毒】

あらかじめ準備しておく物品

使い捨て手袋、マスク、ガウンやエプロン、拭き取るための布やペーパータオル、ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム、専用バケツ、その他必要な物品

使い捨ての手袋とマスク、ガウンあるいはエプロンを着用する。



ふん便で汚染された便座や床は、使い捨ての布やペーパータオルを使い0.1%次亜塩素酸ナトリウムで浸すように拭く。
量が多い場合は、使い捨ての布やペーパータオルで拭き取り、その後、次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた布やペーパータオル等で浸して拭く。

同一面ですると汚染を拡げるので注意してください。



使用した使い捨ての布等は、すぐにビニール袋に入れ処分する（この際、ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込む程度に入れ消毒することが望ましい）。その後、手袋をはずして（外側を内にする）、同じように処分する。終了後、手洗いをする。

【おむつ交換】

あらかじめ準備しておく物品

使い捨て手袋、マスク、ガウンやエプロン、お尻拭き、ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム、専用バケツ、その他必要な物品

個人のベッドがない場合、おむつ交換は専用の場所で行う。



使い捨ての手袋を着用し（1回ごとに交換）、使い捨ての布・お尻拭きなどで汚染物を拭き取る。



交換したおむつや汚染された布等は床に置かず、ビニール袋あるいは汚染物入れに直接入れて処分する（汚染された布等を入れたビニール袋には、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込む程度に入れ消毒することが望ましい。）。



おむつについた便を落とす場合は、汚物を捨てるシンクで行う。作業時にはマスクと使い捨て手袋、ガウン・エプロン等を着用する。



汚物入れの保管場所は、利用者が触れない場所を選ぶ。



手袋をはずして（外側を内にする）処分した後、手洗いをする。

【ポイント】

- 使用後のおむつが周囲を汚染しないように処分してください。
- 使用した手袋は、汚染しないようにビニール袋に入れて処理してください（この際、ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを入れ消毒をすることが望ましい）。
廃棄については、各自治体の廃棄方法にしたがって処理してください。
- 保育施設等子どもの施設や認知症の高齢者がいる施設では、消毒薬は利用者が手を触れない場所に保管するよう注意が必要です。

Q & A

- Q ポータブルトイレの洗浄は？
- A 洗浄時はマスクと使い捨て手袋、ガウンやエプロンを着用してください。ポータブルの便槽は流水と専用ブラシで洗い、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで消毒します。便座は0.02%次亜塩素酸ナトリウムに浸した布等で拭き、10分後水拭きします。

【おう吐物の処理】

あらかじめ準備しておく物品

使い捨て手袋、マスク、ガウンやエプロン、拭き取るための布やペーパータオル、ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム、専用バケツ、その他必要な物品

- ①汚染場所に関係者以外の人が近づかないようにする。
- ②処理をする人は使い捨て手袋とマスク、エプロンを着用する。



- ③おう吐物は使い捨ての布やペーパータオル等で外側から内側に向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。



同一面でこすると汚染を拡げるので注意

- ④使用した使い捨ての布やペーパータオル等はすぐにビニール袋に入れ処分する。



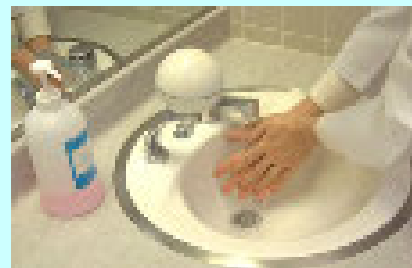
ビニール袋に 0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込む程度に入れ消毒するとよい。

- ⑤おう吐物が付着していた床とその周囲を、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた布やペーパータオル等で覆うか、浸すように拭く。



次亜塩素酸ナトリウムは鉄などの金属を腐食するので、拭き取って 10 分程度たったら水拭きする。

- ⑥処理後は手袋をはずして手洗いをする。手袋は、使った布やペーパータオル等と同じように処分する。



【ポイント】

- おう吐物を処理した後 48 時間は感染の有無に注意してください。
- おう吐物の処理時とその後は、大きく窓を開けるなどして換気し、換気設備がある場合には必ず運転してください。

消毒液(次亜塩素酸ナトリウムの希釈液)の作り方

【0.02%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度が1%の場合
50倍にする

原液 60ml

水 3ℓに入れる

原液の濃度が6%の場合
300倍にする

原液 10ml

水 3ℓに入れる

原液の濃度が12%の場合
600倍にする

原液 5ml

水 3ℓに入れる

【0.1%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度が1%の場合
10倍にする

原液 330ml

水 3ℓに入れる

原液の濃度が6%の場合
60倍にする

原液 50ml

水 3ℓに入れる

原液の濃度が12%の場合
120倍にする

原液 25ml

水 3ℓに入れる

【ポイント】

- 次亜塩素酸ナトリウムは時間が経つにつれ、効果が減っていきます。液は冷暗所に保管し、早めに使うようにしてください。
- ペットボトルを利用して作る時は、ペットボトルのキャップ1杯が約5mlです。誤って飲まないように、ラベルを貼るなど注意が必要です。

Ⅱ－５ リネン類の消毒

<目的：リネン類を介した感染の拡大防止>

感染経路

汚物がついたおむつやシーツ等のリネン類を取り扱うときは、二次感染を防ぐための適切な処理が必要です。取り扱った人の手にウイルスが付着し、感染を拡大させてしまう可能性があります。

また、汚れたリネン類を入れている容器等を介して感染が拡大する危険性も高いため、十分に注意する必要があります。

対応

ふん便、おう吐物がついたリネン類を取り扱う時は、必ず、使い捨てのビニール手袋とマスク、エプロンを着用し、汚物が直接皮膚に触れたり、飛沫を吸い込んだりすることのないよう防護してください（「排泄物・おう吐物の処理」 p.22 参照）。次に、リネン類についての汚物を十分に落として消毒した後、他のものと分けて最後に洗濯してください。

また、おむつやシーツなどのリネン類は、日ごろから衛生的に保管・使用します。リネン類の運搬や保管に使用する容器や袋は洗浄及び消毒を行い、常に衛生的に管理してください。

注意点

施設内でリネン類を衛生的に洗濯することは技術的に大変難しい作業になりますので、適切に処理できる設備がない場合は、リネン処理の専門業者に依頼するのがよいでしょう。

依頼の際は、リネン類がノロウイルスに汚染されているおそれがある旨を業者に伝えてください。

作業マニュアル

【汚物がついたリネン類の洗濯、消毒】

リネン類を取り扱う場合は、以下のとおり処理し、感染の拡大がないよう処理することが重要です。

1 汚物がついたリネン類を取り扱う時は、必ず、使い捨てのビニール手袋とマスク、エプロンを着用する。



2 汚物がついたリネン類は、専用のビニール袋等に入れ、周囲を汚染しないよう十分注意する。



3 汚物を十分に落とした後、塩素系消毒液(0.02%次亜塩素酸ナトリウム)に30~60分間浸すか、85℃で1分以上になるように熱湯消毒する。



4 消毒後、他のものと分けて最後に洗濯する。

※汚物が落ちにくい場合は、熱湯消毒するか高濃度の塩素系消毒液(0.1%次亜塩素酸ナトリウム)を使用してください。

※塩素系消毒液を用いた消毒は、色落ちしたり布が傷むことがあるので、注意してください。

※汚物がついたリネン類の処理を行う場合に参考となるガイドライン

「貸おむつの衛生的処理等に関するガイドライン」

(平成5年11月25日付衛指第224号厚生省生活衛生局指導課長通知)

別紙3 (p.28)参照

【リネン類の保管に関するポイント】

リネン類を衛生的に管理するために、以下の点に注意してください。

- ① 保管場所は、掃除用具の保管場所などと兼用しないでください。他と兼用する場合には、リネン類を袋に入れるなど汚染されないような対策をとってください。
- ② 保管場所は、湿気がこもらないように通風・換気等に配慮するとともに、適切に清掃して常に清潔にしてください。
- ③ 使用前と使用後のリネンの保管、運搬に使用する容器等は、それぞれ専用のものとします。また、使用後のリネンの保管容器等は、定期的に洗浄及び消毒を行い、衛生的に取り扱ってください。

【貸おむつの衛生的処理等に関するガイドライン】(要約抜粋)

1 バッチ式(洗い、すすぎ等をそれぞれ単独の槽により洗濯する方法)による洗濯

	工程中に塩素剤を使用する方法	熱湯又は蒸気による消毒後洗濯する方法
①	洗濯は、適量の洗剤を使用して60℃以上の温湯中で10分間本洗し、換水後、さらに同様の本洗を行った後、すすぎ及び塩素剤添加による消毒を行う。	消毒は、80℃以上の熱湯に10分間以上浸すか、または100℃以上の蒸気に10分間以上触れさせて行い、その後洗濯する。
②	清浄な水(水道法に基づく水質基準に適合した水)により4回以上(各回3分間以上)すすぎ、各回ごとに換水する。	洗濯は、適量の洗剤を使用して、60℃以上の温湯中で10分間以上本洗を行い、換水後、さらに同様の本洗を行った後、すすぎは清浄な水により4回以上(各回3分間以上)行い、各回ごとに換水する。なお、80℃以上の熱湯を用いて本洗を行う場合は、①の工程を省略することができる。
③	塩素剤添加による消毒は、次亜塩素酸ナトリウム、さらし粉等を使用し、すすぎの2回目以降に遊離残留塩素が0.025%以上になるよう添加して行う。	

2 連続式洗濯機(洗い～すすぎ～脱水～乾燥を連続して行う機械)による洗濯

	工程中に塩素剤を使用する方法	熱湯を使用する方法
①	予洗は、適量の清浄な水またはすすぎ水を使用して4分間以上本洗を行う。	消毒及び洗濯は、適量の洗剤を使用して、80℃以上の適量の温湯中で10分間以上行う。
②	洗濯は、適量の洗剤を使用して、60℃以上の適量の温湯中で10分間以上本洗を行う。	予洗及びすすぎは、それぞれ塩素剤使用の場合の①及び③により行う。
③	すすぎは、適量の清浄な水を使用して、8分間以上(原則として4槽以上)行う。	
④	塩素剤添加による消毒は、次亜塩素酸ナトリウム、さらし粉等を使用し、すすぎの前半または洗濯の後半の工程で遊離残留塩素が0.025%以上になるよう添加する。	

洗濯終了後の仕上げ(伸展、折畳み等)及び包装を行う作業者は、常に専用の作業衣及び履物を着用し、手指を消毒又は洗浄して清潔を保って作業するとともに、洗濯等の処理が適正に行われたかどうか確認すること。この場合、処理が適正でないと判断されるものを選別し、再処理するか、または廃棄する。